

令和3年第2回川西町 議会定例会会議録

令和3年6月24日 木曜日 午前10時20分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年6月24日 木曜日 午前10時20分開議

日程第 1 議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから
議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第
1号)までの付託議案の審査報告について

(産業厚生常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 発議第18号 川西町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 3 発議第19号 議員の派遣について

日程第 4 請願の審査報告

請願第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願

(産業厚生常任委員会委員長)

日程第 5 発議第20号 閉会中の継続審査について

日程第 6 発議第21号 特別委員会の設置について

日程第 7 発議第22号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第7まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第1 発議第23号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意
見書の提出について

追加日程第2 発議第24号 閉会中の所管事務調査について

◎開議の宣告

○議長 本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回川西町議会定例会第14日目の会議を開きます。

(午前10時20分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該6議案については、本定例会第1日目の6月11日本会議において、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしました。その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、産業厚生常任委員会付託議案の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長高橋輝行君。

11番高橋輝行君。

(産業厚生常任委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 産業厚生常任委員会付託議案審査報告書。

令和3年6月11日、第2回川西町議会定例会本会議において産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程、記載のとおりでございます。
- 2、議案説明のため当局より出席した者、記載のとおりであります。
- 3、付託議案、付託表のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果について申し上げます。

(1) 議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例の新型コロナウイルス感染症の定義を改正する旨の説明を受けた。個人事業主である被保険者への支援について検討するよう意見を付した。

(2) 議第37号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

介護保険法施行令の規定に基づき、低所得層である第1段階から第3段階までの保険料の軽減を実施することで第1号被保険者の負担軽減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯について、保険料の減免等を実施する旨の説明を受けた。

(3) 議第38号 町有地の貸付けについて。

町有地を水源涵養保安林として造成すべく、水源林造成事業を活用し、国立研究開発法人森林研究・整備機構に土地を貸し付け、植栽木についてはスギ、カラマツを計画している旨の説明を受け、自生しているクリ、ナラといった広葉樹を生かしながら、獣害対策を考慮した整備計画となるよう意見を付した。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上であります。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第37号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第38号 町有地の貸付けについて、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長寒河江 司君。

4番寒河江 司君。

(予算特別委員会委員長 寒河江 司君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る6月11日、議会定例会本会議において特別委員会に付託されました議第33号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第2号)、議第34号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1

号)、以上3議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等の職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された3議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第33号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第2号)、議第34号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、以上3議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告に記載しておりますので、今後十分検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和3年度川西町各会計補正予算3議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第33号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第2号)、議第34号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、以上、令和3年度川西町各会計補正予算3議案について、予算特別委員会委員長の報告は3議案とも可決であります。予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第18号 川西町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長 日程第2、発議第18号 川西町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、伊藤 進君。

伊藤 進君。

(7番 伊藤 進君 登壇)

○7番 それでは、私より、川西町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案申し上げます。

上記議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出理由、議会活性化及び社会情勢を勘案し、川西町議会会議規則を改正する必要があるため提出するものである。

1枚めくっていただきます。

川西町議会会議規則の一部を改正する規則。

川西町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

欠席の届出。

第2条、議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条を次のように改める。

第89条、請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名

又は記名押印しなければならない。

第103条中「、電話機、写真機及び録音機」を削る。

第107条を次のように改める。

電子機器等の利用制限。

第107条、何人も、会議中に電子機器又は書籍等を持ち込んで利用する場合は、当該会議の目的以外に使用してはならない。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第19号 議員の派遣について

○議長 日程第3、議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、橋本欣一君。

9番橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 発議第19号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年6月24日提出でございます。

提出者並びに賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

朗読の上、提案いたします。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1、川西町議会意見交換会。

目的として、町民の多様な意見の把握、町民の町政参加を推進するため意見交換会を開催し、広報広聴活動の充実に努める。

2、派遣場所につきましては、犬川地区交流センター、玉庭地区交流センター、東沢地区交流センター、吉島地区交流センターでございます。

期間につきましては、令和3年8月19日、20日の両日でございます。

派遣議員につきましては、議員全員でございます。

以上、提案いたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願

○議長 日程第4、請願の審査報告を行います。

請願第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願。

本請願は、本定例会において産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長高橋輝行君。

高橋委員長。

(産業厚生常任委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 請願第4号、請願審査の報告を申し上げます。

令和3年第2回川西町議会定例会本会議において産業厚生常任委員会に付託されました請願第4号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

去る6月17日、議場において、委員6名の出席と産業振興課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、新型コロナ禍で米の需要が減少し、流通在庫が増大したことから、令和3年産米価の下落が危惧されており、このことから、増大した流通在庫を政府が買い入れ、米価下落に歯止めをかけること、買い上げた米を生活困窮者、学生などへの食料支援で活用することなど、農業者の経営と地域経済を守るために、国に対して意見書を提出する趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、コロナ禍の影響で米価の下落が懸念される中、その対策は必要であることから採択すべきであるといった意見や、請願内容にミニマム・アクセス関係が入っているが、米価下落に特化したもので採択すべきとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第4号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第20号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第5、発議第20号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会において産業厚生常任委員会に付託した請願第3号 小松幼稚園周辺道路整備についての請願は、審査未了のため、継続審査とされたい旨の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第20号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第21号 特別委員会の設置について

○議長 日程第6、発議第21号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

事務局長に議案を朗読いたさせます。

緒形事務局長。

(事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

発議第21号 特別委員会の設置について、本案のとおり議会活性化調査特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、設置期限までの間、議会活性化に関する調査研究を行うため、議会活性化調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くとされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に本議場において議会活性化調査特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

開会時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時57分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時40分)

◎特別委員会正副委員長の互選結果報告

○議長 特別委員会正副委員長の互選結果報告について。

休憩中、議会活性化調査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

議会活性化調査特別委員会委員長、伊藤寿郎君、同副委員長、井上晃一君。

以上のおりであります。

◎発議第22号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第7、発議第22号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会にそれぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第22号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上で全日程を終了いたしました。先ほど、日程第4、請願の審査報告において、請願第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願が採択されたことに伴う意見書の提出について、また、先ほど、議会活性化調査特別委員会において、閉会中の所管事務調査について検討され、申出がありましたので、日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 43 分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 45 分)

◎発議第 23 号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を
求める意見書の提出について

○議長 追加日程第 1、発議第 23 号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を
求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、高橋輝行君。

11 番高橋輝行君。

(11 番 高橋輝行君 登壇)

○ 11 番 意見書案を朗読をもってご提案申し上げます。

新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大による外食需要などの消失から、令和元年産米の過大な流通在庫が生まれ、令和 2 年産米の価格下落が発生した。

令和 2 年産米における米穀を出荷する農家に対する農協の仮渡金は、本県のブランド品種である「つや姫」だけは前年の金額を維持したものの、本町の主力品種である「はえぬき」と「コシヒカリ」は 800 円の下落、「雪若丸」にあつては前年比 1,000 円の下落と、令和元年産米の金額を大きく下回る水準となった。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、今後も消費減少が見込まれ、令和 3 年産米のさらなる下落が危惧される。

このような状況を回避するためには、新型コロナウイルスの感染拡大により発生した過剰在庫分を市場から隔離することや、備蓄米を追加で購入することなど、国が責任をもって特別な隔離対策を行うことが必要と考える。

よって、国に対し、次の対策の実現を要請する。

記。

1 コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、

米価下落に歯止めをかけること。

2 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困窮者、学生などへの食料支援に活用すること。

3 主食用米から飼料用米などへの転換にあたっては、産地交付金などの増額をはかり、主食用米並みの所得を生産者に補償すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月24日。

衆議院議長、参議院議長宛て。

山形県川西町議会議長鈴木幸廣。

以上であります。

○議長 本案に対する質疑を許します。

1 番井上晃一君。

○1 番 ちょっと文言の問題なんですけれども、下から4行目、「このような状況を回避するためには、新型コロナウイルスの感染拡大により発生した過剰在庫分を市場から隔離することや、備蓄米を追加で購入することなど、国が責任をもって特別な隔離対策を行うことが必要である」となっておりますけれども、備蓄米を追加で購入することも隔離という政策になるのであれば、市場から隔離するということと同じことを続けて言ってしまうようなことになっているのか。どっちかの隔離という文字を取れば、取ったほうがいいんでないかなと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長 高橋輝行君。

○11 番 ちょっと休憩してよろしいですか。

○議長 暫時休憩いたします。

(午前11時51分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前11時55分)

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第24号 閉会中の所管事務調査について

○議長 追加日程第2、発議第24号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議会活性化調査特別委員会において検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第24号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。間もなく正午になりますが、引き続き会議を進めてまいります。

◎閉会の宣告

○議長 以上で全日程を終了いたしました。

これをもって、令和3年第2回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前11時57分)